

学校いじめ防止基本方針

西尾市立西尾中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーで構成し、必要に応じて、本校教職員以外の委員等を加える。（下表参照）

組織名	いじめ・不登校・問題行動対策委員会	拡大いじめ・不登校・問題行動対策委員会
構成員	全職員	校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭、生徒指導校コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 民生委員代表…2名 保護司代表……………1名 主任児童委員…4名 いじめ・不登校・問題行動対策委員……………4名 （一昨年度・前年度PTA会長・副会長） 現PTA会長…1名
活動概要	校内の気になる生徒について情報交換を行い、対処方法について検討する。	生徒の学校諸活動への取組状況及び校内の気になる生徒の様子や諸問題に対する学校の対処方法等を報告し、ご意見を伺う。また、校内のみで解決できない問題や地域における生徒や家庭の状況について情報提供していただき、問題解決の一助とする。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・全校の生徒及び保護者を対象に、生活アンケート(6月、11月)を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・学校におけるいじめ防止対策について学校評議員による意見や評価を受け、検証や、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・対策委員会や職員会等で、日頃から気になる生徒について情報共有に努め、指導方針や指導方法等の共通理解を図る。
- ・全校の生徒及び保護者を対象にした生活アンケート(6月、10月)やハートタイム(教育相談)の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生徒の様子を観察したり、会話や日記等の内容を把握したりする中で、気になる行動について、学年会や職員会、対策委員会等で情報交換をする。
- イ 生活アンケートやハートタイム（教育相談）を定期的実施（年2回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、福祉相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 重大事態の判断の目安の1つとして、それがきっかけで欠席が続く等、不登校の恐れがある場合とする。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への教育活動アンケートを年に2回実施（6月、12月）し、いじめ・不登校・問題行動対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」リーフレットを年度当初、保護者へ配付する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。